

## 今号の内容

新会長就任の挨拶	1
前会長離任の挨拶	2
会則の改定について	2
会員からの意見と会の対応	5
今期の役員構成	7
次期全国大会のご案内	7
編集後記	7

## 新会長就任の挨拶

日本福祉のまちづくり学会会長に就任して

兵庫県立総合リハビリテーションセンター  
澤村誠志

今回、思いがけなく会長にご推挙頂き、身に余る光栄に思いますと共に、その責任の重大性に身の引き締まる思いをしております。長年に亘り、ノーマライゼーションの理念から、福祉のまちづくりの重要性を説いてこられた一番ヶ瀬前会長が、余りにも偉大な存在でありましただけに、私のような一整形外科医が果たして会長としての大任を果たせますか正直半信半疑の状態です。私は、この40年間に障害のある人々や介護を必要とする高齢者のリハビリテーションサービスに従事して参りました。この中で多くの事を地域で生活されている当事者の方々から学んで参りました。その結論として、地域リハビリテーションのゴールが、ノーマライゼーションにあり、住民参加によるユニバーサルデザインを基本とした福祉のまちづくりにあると確信して参りました。この思いを実践に生かすべく、兵庫県の福祉のまちづくり条例の制定及び改正、そして福祉のまちづくり工学研究所の

設立に微力を尽くして参りました。この僅かですが、貴重な経験を本学会の発展に生かして参りたいと思っております。幸い本会には、発会以来、建築、土木、住宅、福祉用具、交通、権利擁護など、多くの分野で、真摯で、しかも極めて前向きな姿勢で、本会を支え育てて頂いた多くの優れた各界のリーダーの方々に参加されております。

本会は、発会后5年を迎え基盤が整備される一方で、会の名称の変更や理事会の設置、委員会の強化など、会則変更を必要とする時期にまいりました。8月2日の総会にてご討議頂き、その後会員の皆様方のご意見をお伺いいたしました。その結果、本会の名称を福祉のまちづくり研究会から“日本福祉のまちづくり学会”に変更する事にしました。これに対しましては、学会という言葉から受ける印象として、窓口が従来よりも専門職に限られ狭くなってしまうのではないかと大切な示唆がありました。私共は、研究者の為の団体ではなく、これまで以上に地域住民の皆さんの立場にたつ実践活動を重要視して参りたいと思っております。この積極的な活動を迅速に方針決定する為に、新たに理事会を設置致しました。そして具体的な事業を促進する為に、事業委員会を設置し、福祉のまちづくりに関する講習会、出版などを充実して参りたいと思っております。一方では、学術団体としてより充実した活動が必要であり、今後、論文委員会の役割がより重要視され、会誌編集委員会との連携が必要となります。

今後、日本を代表しての本会が、福祉のまちづくりに関する国際ネットワークを呼びかけ、今後の国際的な連携、情報交換の場を積極的に進める母体となる事を願っております。私ども日本福祉のまちづくり学会は、今後とも住民生

活の視点に立って、多くの課題に挑戦しつつ、ノーマライゼーション社会の実践に努力して参りたいと思っております。その為には、今後とも会員の皆様からのご意見、ご指導の程宜しくお願い申し上げます。

## **前会長離任の挨拶**

これからへの期待をこめて

一番ヶ瀬康子

福祉のまちづくり研究会の会長を、創立の頃より2期努めさせていただきました。このことは、私にとりまして、大変有意義な学習の機会であったと思います。会員の皆様に、心から御礼申し上げます。

日本において、産業中心の都市計画は発展しましたが、生活者の側に立った“まちづくり”、しかも単なるハードの面ばかりではなく、ソフトな在り方を究めつつ、ハードで表現するようなそういうまちづくりというのは、今まで余り考えられてこなかった領域ではないでしょうか。しかし、研究会の展開のなかで、次第にそのことが構築され、とくにソフトな面をハードで実現するその両者の統合が進んできたことを嬉しく思います。ことにその両者を結びつけるシステムの在り方の検討は、きわめて肝要であるといえましょう。その点、2001年の夏の大会でも、“住民参加のまちづくり”なども、改めて課題として注目されていることは、大変期待のもてることだと思っています。

“福祉のまちづくり”を考えると、もっとも重要なことは、今までの日本の学問分野が、タテ割り、タコ壺的な在り方であったことを認識し、それにこだわらないことだと思います。つまり、土木、建築、リハビリ、福祉、教育、などそれぞれの専門領域を聞きつつ、“自然保護”や“街並み保存”などなど関連分野との交流を開きつつ、越境科学そして新しい領域科学を、生活者としての視点から目指すことではないでしょうか。

次期会長は、リハビリテーションのまさに大御所澤村先生であることは、私にとっては、心おきなく会長を去ることができます。ハードとソフトを統合する論理また在り方として、リハビリテーションは、きわめて有効な専門領域であると思うからであります。また、澤村先生は、“福祉のまちづくり”の契機となった阪神淡路大震災の体験者であり、福祉のまちづくりの強力な実践者でもいらっしゃいます。

ますます少子高齢化が進むなかで、国際高齢者年のときのスローガンであった“あらゆる世代がともに生きる社会”を実現するためには、生活の在り方が、日常生活行動圏を中心としながら、空間的にも、変わっていかねば可能ではない時代に入ったと考えております。

会員の方々の一層のご努力を、期待しております。

## **会則の改定について**

今般の会則の改定の内容は、すでに9月に会員の皆様の意思をご確認させていただいた際に案内したとおりですが、あらためて改定のねらいや経緯、また、会員の皆様からのご意見と、それを反映した会の進め方について、ご紹介いたします。

改定の主旨とねらい

### (1) 理事会の新設と役員定数の増員

日常的な会の運営の円滑化と、会員サービスを充実させるための組織強化がねらいです

### (2) 会名称の変更

会設立当初からの懸案であった学術団体（日本学術会議）への登録申請を行う準備の一環として、名称を変更し学術団体としての性格をより明確にすることがねらいです。なお会の目的は変わることなく、今後とも市民、行政、事業者、研究者など、そして異分野が総合的に集う方針を維持・継続し、学術の体系化と実社会における実践活動の強化を図り、新しいタイプの

学術団体を創造することをねらっています。

## 改定の経緯

平成12年度第3回(3/21)および、平成13年度第1回の幹事会(5/21)で、学術団体登録の方針の確認と、会則改定について検討を行ってきました。平成13年度第2回幹事会(8/1)で会則改定の最終原案が承認され総会へ提案することとなりました。同時に会則改定が成立した場合の細則の改定も承認されました。

会則改定は規定により会員の2/3以上の賛成と総会での決定が必要ですが、8月2日の総会では、出席者数が不足したため決議を先に行い、その後、事務局が全会員に対して意思確認を行い、その結果の確認は総会が幹事会に委ねることに決まりました。

会員の意思確認は、9月12日から10月8日の間に郵送通知、ファクシミリ返答(返答なき場合は賛成と見なす)の方法で実施され、一般会員538、法人会員15のうち、251の返答があり、うち、反対7との結果になりました。

10月9日の平成13年度第3回幹事会でこれが確認され、改定が成立しました。なお、会員の意思確認の際に寄せられた意見を会の活動に反映させることを確認され、後述の対応方針が承認されました。

## 会則の改定箇所

旧会則の全文は会誌第3巻第1号をご参照ください。新会則は次の会誌に掲載しますが、9月に会員に配布した物と同じです。

(会則の名称)

新)日本福祉のまちづくり学会会則

旧)福祉のまちづくり研究会会則

(会の名称) 第1条

新)この会は「日本福祉のまちづくり学会」(以下「本会」)という。

旧)この会は「福祉のまちづくり研究会」(以下「本会」)という。

(会員) 第4条に追加

新)(3) 名誉会員 本会の事業運営に多大な功労のあった個人で、総会において推薦された者

(入会) 第5条

新)本会の正会員又は賛助会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

旧)本会の正会員又は賛助会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、幹事会の承認を得なければならない。

(役員の種類及び員数) 第8条

新) 理事10名以内 幹事40名以内

旧) 幹事30名以内

(職務) 第10条 第2項と第3項の間に新第3項を挿入  
新)3 理事は、理事会を構成し、その議決並びに幹事会の議決に基づいて会務を執行する。

(任期) 第11条

新)役員の任期は2年とし、再任を妨げない。 <略>

旧)役員、各委員長の任期は2年とし、再任を妨げない。 <略>

(顧問) 第13条

新)<略> 顧問は理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

旧)<略> 顧問は幹事会の承認を得て、会長が委嘱する。

(評議員) 第14条

新)<略> 評議員は理事会の承認を得て会長が委嘱する。

旧)<略> 評議員は幹事会の承認を得て会長が委嘱する。

(会議) 第15条

新)会議は、総会、理事会、幹事会及び委員会とする。

旧)会議は、総会、幹事会及び委員会とする。

(会議) 第15条 旧第2項を、第2～4項に分割

新)2 総会は正会員をもって構成する。

3 理事会は会長、副会長、理事をもって構成する。

4 幹事会は会長、副会長、理事及び幹事をもって構成する。

旧)2 総会は正会員を、幹事会は幹事を、委員会は委員をもって構成する

(会議) 第15条 旧第3項を、改定では第5項

新)5 業務執行上必要に応じて理事会の議決を得て委員会を設けることができる。委員は理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

旧)3 業務執行上必要に応じて幹事会の議決を得て

委員会を設けることができる。委員は幹事会の承認を得て、会長が委嘱する。

(権能) 第16条第3項 を追加

新) 理事会はこの会則に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1) 幹事会の議決した事項の執行に関すること

(2) 幹事会に付議すべき事項

(3) その他総会、幹事会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催) 第17条第3項を追加

新) 理事会は会長が必要と認めたととき、又は理事総数の3分の1以上から会議の請求があったとき開催する。

(招集) 第18条を、第1項と第2項に分割

新) 総会、理事会及び幹事会は会長が招集する。

2 委員会は委員長が招集する。

旧) 総会は会長が招集する。委員会、幹事会は各々の長が招集する。

(議決) 第19条第2項

新) 理事会、幹事会及び委員会は、理事、幹事及び委員の過半数をもって決する。

旧) 幹事会及び委員会は、幹事及び委員の過半数をもって決する。

(議決) 第19条第4項

新) やむを得ない理由により会議に出席できない本会員、理事、幹事又は委員は、評決を委任することができる。

旧) やむを得ない理由により会議に出席できない本会員又は幹事は、評決を委任することができる。

(資産の管理) 第21条

新) 資産は、理事会の議決を得て、会長が管理する。

旧) 資産は、幹事会の議決を得て、会長が管理する。

(事務局) 第25条第2項

新) 事務局長及び事務局員の任免は、理事会の同意を得て会長が行う。

旧) 事務局長及び事務局員の任免は、幹事会の同意を得て会長が行う。

(事務局) 第25条第3項

新) その他事務局に関する事項は、会長が理事会の同意を得て、別に定める。

旧) その他事務局に関する事項は、会長が幹事会の同意を得て、別に定める。

(委任) 第26条

新) この会則の施行及び本会の運営に関する必要な事項は、会長が理事会の議決を得て、別に定

める。

旧) この会則の施行及び本会の運営に関する必要な事項は、会長が幹事会の議決を得て、別に定める。

## 細則全文

細則は、会則第26条に基づいて定められるもので、新会則に対応した新しい細則が10月9日の幹事会及び理事会で承認されました。

### 日本福祉のまちづくり学会細則

(1) 会費

入会金 2,000円

正会員 年5,000円 (当面学生会員は年3,000円とする)

法人会員 年10,000円 (原則として3口以上とする)

賛助会員 年20,000円 (1口)

名誉会員からは、会費は徴収しない

会費の納入は毎年5月末日までとする

(2) 学会の本部、支部、および役員、委員長の選出

・研究会の本部は東京に置く。本部以外でも理事会の承認によって学会支部を置くことができる。

・幹事会選出規則(第4条3)に定められた推薦幹事の選出は、各領域の代表1~2名、各支部代表1名、会長が指名した者を加えるものとする

・理事は、幹事会選出規則(第4条1)の選挙により選出された幹事の中から、幹事会が選出し、総会に報告する。

・会長は、理事会が副会長経験者の中から推薦し、それに基づいて幹事会が選出し、総会に報告する。

・副会長は、理事会が理事及び委員長経験者などから推薦し、それに基づいて幹事会が選出し、総会に報告する。

・各委員長は委員の互選により決定する。

・役員任期は1期2年とし、再任を妨げないが、原則として3期以上連続しないこととする。

・副会長は、原則として2期続けて4年間任ずるものとするが、2年毎に半数交替とする。

(3) 理事会、幹事会

・開催は概ね3ヶ月に1度開催するものとする。尚理事会の構成メンバーには各委員長、支部長を加えることができるものとする。

・理事会、幹事会の議長は会長が兼ねるものとする。

- ・理事会、幹事会では事務局員をもって書記とする。

#### (4) 事務局

- ・学会事務局は、会員に関わる事務、会費徴収及び予算の執行・管理、事業実施の記録、その他各委員会などの活動を補佐する。
- ・事務局員として、事務局長補佐、会員担当、会計担当、事業担当（いずれも1～2名）を置く。
- ・事務局は会員名簿を作成し発行する。会員担当は会員の募集、管理、名簿作成を行う。会計担当は、会費徴収事務、予算執行の管理を行い、監査を受ける。事業担当は各委員会の活動を補佐するとともに活動記録を管理・作成する。

#### (5) 総務委員会

- ・総務委員会は、会則に関わる事務、予算・事業計画の立案、会員募集を含む広報委員会以外の学会のPRに関わる活動、その他対外活動事務を行う。また、総務委員会は、総会の運営、および会計監査の実施に関する責務を負う。
- ・総務委員は各領域から1～2名選出する。総務委員会には委員の互選により委員長を置く。委員長は会員の中から委員を追加することができる。

#### (6) 広報委員会

- ・広報委員会は、会員に対する研究会活動の広報を行うために、また、会則第3条(3)(4)に関わる活動のために、ニュースレターの発行、研究会ホームページの作成などを行う。
- ・委員長は会員の中から委員を追加することができる。

#### (7) 論文編集委員会

- ・論文編集委員会は、会誌に掲載する原著論文に関し、投稿規定・査読規定などを定めそれに基づき、投稿された論文の査読と編集に関わる事務を行う。
- ・委員長は会員の中から委員を追加することができる。

#### (8) 会誌編集委員会

- ・会誌編集委員会は、会則第3条(4)に基づき会誌を発行する。
- ・論文編集委員会が行う業務を除く、すべての会誌発行の業務を執り行う。
- ・委員長は会員の中から委員を追加することができる。

#### (9) 国際委員会

- ・会則第3条(5)(6)に基づき、海外の研究者、学会

等と連携し、情報収集および国際協力のための活動を行う。

- ・委員長は会員の中から委員を追加することができる。

#### (10) 事業委員会

- ・事業委員会は、会則第3条(2)に関わる全国大会の事業に関し開催地に設置される実行委員会、及び大会運営に協力する。その他全国レベルの講演会、研修会及び見学会等の企画・運営を行う。
- ・全国大会は年1回開催し、論文集等の発行を行う。
- ・会則第3条(1)および(6)に基づき、調査、研究、その他の活動の企画及び実施にかかわる業務をおこなう。
- ・委員長は会員の中から委員を追加することができる。

## 会員からの意見と会の対応

会則改定に対する会員の意思確認の際に、会員から寄せられたご意見(箇条書き)と、それに対する会の対応方針( の後ろ、10月9日幹事会承認)を紹介します。

### 1. 学術団体登録・学術団体としての活動

- ・学術団体への脱皮、大変結構なことと思う
- ・うれしく思う。北国のまちづくりに貢献したいと思っている
- ・福祉のまちづくり」は今後日本でさらに必要となってくると思う。強く希望する
- ・異分野交流が目玉だと思うのでできるだけオープンな運営を期待する
- ・福祉のまちづくり」自体、学術的に確立していない現状を考慮すれば時機尚早
- ・学術団体として特長のある論文、特に審査論文が内容、質共に見えてこない

論文については現在の緊急の課題と認識しています。新委員会体制では特に論文委員会の活動を重視しており、各分野および分野横断的な研究の最前線が反映されるよう、依頼論文も含め、早急に掲載論文を充実させる対応を取ります。

## 2. 市民が参加できる場としての会のあり方

- ・敷居が高くなってしまふ感じがするせめて「福祉のまちづくり」は、名称として残してほしい
- ・広く一般の方々も参加可能な組織にしてほしい
- ・「福祉のまちづくり」という名称 学会とすることで研究者のための団体という色彩が強まる
- ・新規名称が与える印象から会員の幅が限定されやすくなる
- ・会の名称変更に従い、市民から離れた団体とにならないようにと願う。一般的な学会と違い一市民でも参加できる団体と感じ入会した
- ・市民等が自由に参加できる場としては、現状のほうが良いのではないか
- ・「福祉のまちづくり」というテーマはきわめて実践的な課題だ。「学会」という方向への発展よりも「まちづくり」という実践に向かう発展のしかたがある
- ・会費が上がるなら、現状のほうが参加しやすいと思う

「日本福祉のまちづくり学会」と名称を変更しますが、会則に記載されている会の目的は、これまでと変わっていません。市民としての立場で参加される方も含めた、まちづくりの実践も会の重要な目的の一つです。今回の改称は、従来型の学術研究活動が会の活動の一部として含まれることを明示することに加え、市民の立場で参加の会員とともに実践での成果を上げることが今後の学術団体の重要な方向性であることを会の内外に示すものでもあります。

具体的には、実践活動をこれまで以上に重視し実質的な活動を開始するために、新設された事業委員会を活用します。実践を伴う学術団体の新しい形を模索するという会の方向を、新規入会の方にも理解いただけるよう

努めます。

現時点においては、会費改定の具体的な予定はありません。将来、掲載論文の増加や発表会が拡大すれば支出増となることも考えられますが、その場合でも単に会費を上げるのではなく、これまでと同様な会員構成が維持できるよう、賛助会員などの増強をはかるなど、費用負担方法について十分に留意していきます。

## 3. 理事会体制・その他運営

- ・運営母体となる理事会が動き易いようにすることが大切。特に意思決定から行動への早さが大切なのでは？会則も多くを決めすぎず採量部分も大切
- ・研究会として発足した当初の趣旨に沿った運営活動が持続されることを希望する
- ・理事会新設については、理事会と幹事会の役割の違いがよくわからない。また、増員の必要性も議事録を読むだけでは分からない
- ・幹事と理事の関係がわかりにくい（役割分担が会則からは理解しがたい）

少人数での意思決定機関としての理事会を会則で位置づけ、より迅速で円滑な会運営が行えるようにすることが今回の改訂の狙いです。幹事会は、従来から分野バランスや地域バランスも考慮し、会員の構成が反映される代議会としての性格を持っているため、人数を減らすことは困難です。そこで、可能な事項は幹事会が理事会に意思決定を委任し、迅速で円滑な会運営を目指します。

幹事定員の増員は、各委員会に加わる幹事を増強することで、会運営の実務の強化も目指すためのものです。なお、理事は幹事から選ばれて、委員会の活動にも携わります。

これらの主旨は、本会細則に明示されており、これに基づいて会が運営されます。

## 4. 改定についてなど会員への情報伝達

- ・改定の必要性に対する説明不足という印象
- ・委員会の委員長選出に関する項目が見つからない

幹事会での議論が必ずしも十分にお伝えできていなかったためと思われることから、幹事会議事録、細則などについて、会員の方にとってより便のよい方法での提供を検討していきます。なお当面、関連の資料は逐次、会のホームページの中で公開しております。委員長選出は細則に規定されています。

## 5. その他、名称について

- ・「福祉のまちづくり」をこえる言葉があれば変えても良いと思う
- ・新名称として「日本福祉のまちづくり研究会」が適当と考える
- ・名称について・・・「日本」がつくと極端に重いイメージになり誰もが参加できる「福祉のまちづくり」という柔らかさからかけ離れる。現在の名称のままかもしくは「福祉のまちづくり学会」としてほしい

新名称は、近い将来に学術会議に登録し、正式な学術団体とするため必要性があると幹事会で判断されました。実践を含む本会の活動が新しい学術団体のあり方であることを内外に示すという意図をもって運営を行っていきます。

## 今期の役員・名誉会員・顧問・評議員

8月2日の総会において承認された、新役員のお名前を紹介します。(敬称略、各々五十音順)

会長 澤村誠志

副会長 清水浩志郎, 寺山久美子, 野村歡, 米満弘之

理事 秋山哲男(事業委員会担当), 古瀬敏(国際委員会担当), 高橋儀平(総務委員会担当), 多淵敏樹(広報委員会担当), 徳田哲男(会誌委員会担当), 三澤了(総務委員会担当), 三星昭宏(論文委員会担当)

監事 稗田祐史, 村田稔

幹事 足立啓, 阿部祥子, 磯部友彦, 尾上浩二, 小山聡子(会誌委員長), 川内美彦(国際委員長), 北野誠一, 木村一裕, 相良二郎(広報委員長), 関根千佳, 田中直人, 新田保次(論文委員長), 服部万里子, 馬場清, 日比野正己, 藤井直人(総務委員長), 溝端光雄, 八藤後猛, 山田稔(事務局長), 山本和儀, 吉川和徳, 和田光一

名誉会員 一番ヶ瀬康子

顧問 五十嵐日出夫, 石田頼房, 大熊由紀子, 小川信子, 熊本水瀬, 越正毅, 斎藤正男, 戸沼幸市, 奈良勲, 花田春兆, 林喜男, 吉田あこ

評議員 上間清, 大久保堯夫, 太田博雄, 小滝一正, 片岡正喜, 小木和孝, 近藤秀夫, 笹川吉彦, 佐藤馨一, 竹内伝史, 永原久栄, 中村春基, 森康男, 山田昭義

## 次期全国大会の案内

2002年度の福祉のまちづくり全国大会は8月8日と9日に、米満弘之副会長(熊本機能病院長)を実行委員長として、熊本市で開催されます。熊本市はノンステップの路面電車が走る街であり、ユニバーサルデザインに全県的に取り組んでいるところでもあります。もちろん球磨焼酎や芥子レンコン、馬刺しといった美味に加えて雄大な阿蘇山や温泉も楽しめます。早速発表の準備を始めましょう。

### 編集後記

会則の改定、体制の変更、役員交代と当会も大きな節目を迎えています。情報の共有化は会の活性化の鍵となることですが、新体制でのニュースレターの発行に大変手間取ってしまい申し訳ありませんでした。今後は経費節減のためにもネット配信やWEB上での情報提供などに取り組んでいこうと思っています。どしどしご意見を事務局までお寄せください。(相良)